

鳥取縣告示

告示 示

鳥取縣告示第四百九十三號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により東伯郡古布庄村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十一月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十一月八日より
昭和二十二年十一月十三日まで

鳥取縣告示第四百九十四號

物價統制令第四條の規定により鐵線、亜鉛鍍鐵線及び丸釘の小賣業者統制額を次のように指定し昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百六十九號（鐵線、亜鉛鍍鐵線、丸釘の

昭和二十二年十一月四日
第千八百五十七號

火 曜 日

小賣業者統制額指定の件はこれを廢止する。

昭和二十二年十一月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額
一、普通鐵線(五〇冠)			
一〇、〇〇	八二八、〇〇	一、四〇	一三〇一、〇〇
九、五〇	八七四、〇〇	一、二〇	一四〇八、〇〇
九、〇〇	八七四、〇〇	一、〇〇	一五一五、〇〇
八、〇〇	八七四、〇〇	〇、九〇	一五九一、〇〇
七、〇〇	八二八、〇〇	〇、八〇	一六九一、〇〇
六、〇〇	八〇五、〇〇	〇、七〇	一八九九、〇〇
五、五〇	八六四、〇〇	〇、六五	二〇三〇、〇〇
五、〇〇	八四三、〇〇	〇、六〇	二一六三、〇〇
四、五〇	七二〇、〇〇	〇、五五	二二三一、〇〇
四、〇〇	七二〇、〇〇	〇、五〇	二五三三、〇〇

昭和二十二年十一月四日 鳥取縣告示第四百九十四號

三、二〇	七七八、〇〇	四、五〇	九五四、〇〇	〇、六五	二二九三、〇〇
三、九〇	八二四、〇〇	四、〇〇	二九八五、〇〇	〇、六〇	二五四九、〇〇
二、六〇	八七九、〇〇	〇、三五	三三〇六、〇〇	〇、五五	二七四九、〇〇
二、二〇	九七四、〇〇	〇、三二	三六七〇、〇〇	〇、五〇	三〇四四、〇〇
二、〇〇	一〇四六、〇〇	〇、二九	四〇六〇、〇〇	〇、四五	三三七〇、〇〇
一、八〇	一一三〇、〇〇	〇、二六	四五六五、〇〇	〇、四〇	三七二九、〇〇
一、六〇	一二二九、〇〇	〇、二三	五一〇三、〇〇	〇、三五	四一〇一、〇〇
二、亞鉛鍍線(五〇疵)					
寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額
六、〇〇	一〇四六、〇〇	〇、九〇	一九〇八、〇〇	〇、二九	四九八九、〇〇
五、五〇	一〇六五、〇〇	〇、八〇	二〇四〇、〇〇	〇、二六	五六四五、〇〇
五、〇〇	一〇〇六、〇〇	〇、七〇	二三三六、〇〇	〇、二三	六四四一、〇〇
五、〇〇	一〇〇六、〇〇	〇、七〇	二三三六、〇〇	〇、二三	六四四一、〇〇
五、ミリ時	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額
五、五×七	一〇五六、〇〇	二、三×一、七五	一三三三、〇〇	六×四	一三六九、〇〇
五、〇×六	一〇五六、〇〇	二、〇×一、五	一四三八、〇〇	二、六×四、五	一二八八、〇〇
四、五×五	一〇〇〇、〇〇	一、八×一、二五	一七二五、〇〇	合	釘
四、〇×四	一〇〇〇、〇〇	一、六×一	一九六九、〇〇	一、六×一	二〇一九、〇〇

一、古釘及び不良釘は本表統制額の五分引とする。

二、樽入包装と異なる包装を施したる釘は本表統制額から樽代を控除し包装費を加算することができる。

三、沖間寸法のもの高い價格による。

四、本表單位未滿を小分賣する場合は本表統制額の比率によつて得た額とする。

五、本表統制額は小賣業者店先渡しの價格である。

六、取引にともたり十錢未滿の端数は細捨五入するものとする。

七、鳥取縣告示第四百九十五號

八、物價統制令第四條の規定は、鋼シヤベル、スコップ、つるはし、ハンマの販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年六月鳥取縣告示第百五十二號(鋼シヤベル、)

一、〇×四	一〇一九、〇〇	一、四×〇、八二五	三二八八、〇〇	一、八×一、二五	七六三、〇〇
一、二×三、五	一〇五〇、〇〇	一、四×〇、七五	二五一九、〇〇	二、六×一、五	一四八八、〇〇
一、三×三	一〇八八、〇〇	一、三×一、二	二二四四、〇〇	二、三×一、七五	一三五〇、〇〇
一、九×二、五	一一五〇、〇〇	一、六×一、五	二二四四、〇〇	二、二四四、〇〇	
一、六×二	一三六三、〇〇	二、六×三、五	二二四四、〇〇		

昭和二十二年十一月四日

鳥取縣知事 樽 尾 愛 治

品 種

硬鋼製シヤベル	足踏付丸二番	小賣業者統制額
同	同	一三二一、〇〇
同	丸三番	一三二四、〇〇
同	丸二番	一三二四、〇〇
同	角	一三〇〇、〇〇
同	中	一三〇〇、〇〇
同	差込二番	一七二二、〇〇
同	同	一七二二、〇〇

鋼シヤベル、スコップ統制額(本)

鋼シヤベル、スコップ用シヤベル

同

同

同

同

同

同	船型甲	一九九、〇〇	同	三、五	一九四、〇〇
同	同火夫用シヤベル	一七八、〇〇	同	四、〇	二一八、〇〇
同	片手用標準型	一七八、〇〇	同	二、五	一七九、〇〇
同	軟鋼製シヤベル	一〇三、〇〇	同	二、五	一六五、〇〇
同	足踏付丸二番	一〇三、〇〇	同	三、〇	一七五、〇〇
同	角	一〇五、〇〇	同	二、三	一四三、〇〇
同	同スロツプ	一三六、〇〇	同	二、八	一六八、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	四、〇	三一六、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	二、〇	一五八、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	三、〇	一八六、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	四、〇	二〇九、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	五、〇	二六〇、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	六、五	三三五、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	二、〇	一六五、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	三、〇	一八九、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	四、〇	二一五、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	五、〇	二六五、〇〇
同	同	一三六、〇〇	同	六、五	三四五、〇〇

(一) 本表統制額はシヤベル規格検定委員会の検査に合格したもの、価格で不合格のもの、価格は本表統制額の一割五分下げとし、いずれも検査證紙を貼付したものの価格とする。

(二) シヤベル規格検定委員会の検査證紙を貼付しないものの価格は本表統制額の一割五分下げとする。

(三) 本表統制額は賣主の店先渡し価格とする。

大釘ハンマ(スパイクハンマ)	二、五	二四八、〇〇
玄翁ハンマ	三、〇	二二一、〇〇
一文字石刀	二、〇	一五四、〇〇
ダルマ型石工槌	二、〇	一七一、〇〇

(一) 本表統制額はつるはし、ハンマ規格検定委員会の検査に合格したもの、価格で不合格のもの、価格は本表統制額の一割五分下げとし、いずれも検査刻印を施したものの価格とする。

(二) つるはし、ハンマ規格検定委員会の検査刻印を施さないものの価格は本表統制額の一割五分下げとする。

(三) 本表統制額は賣主の店先渡し価格とする。